

安全データシート S D S

作成日 2016年2月25日

1 製造者情報

会社名 株式会社カナイ
住所 京都府京都市南区吉祥院井ノ口町26番3
電話番号 075-691-5099
製品名 Signリーフィングクリヤー
製品の種類 塗料

2 危険物の有害性の要約 製品のGHS分類・ラベル要素



危険】

発がん性：区分外

生殖毒性：区分 1B 生殖能または胎児への悪影響の恐れ

特定標的臓器／全身毒性（単回暴露）：区分1 単回暴露により障害を受ける臓器 肺・肝臓・中枢神経・腎臓

特定標的臓器／全身毒性（反復暴露）：区分1 反復暴露により障害を受ける臓器 呼吸器・神経系

【警告】

生殖細胞変異性原性：区分2 遺伝子疾患のおそれの疑い

特定標的臓器／全身毒性（単回暴露）：区分2 臓器の障害のおそれ（造血系・血液系・腎臓・神経系）

特定標的臓器／全身毒性（反復暴露）：区分2 長期または反復暴露による臓器の障害のおそれ（造血系・血液系・腎臓・神経系）

吸引性呼吸器有害性：区分2 飲み込み、気道に侵入すると有害性のおそれ

慢性水生毒性：区分2 長期的影響により水生生物に毒性

【警告】

目に対する重篤な損傷性／眼刺激性：区分2A 重篤な眼への刺激

特定標的臓器／全身毒性（単回暴露）：区分3（麻酔作用）昏睡、めまいを起こすおそれ

急性毒性経口：区分5 飲み込むと有害のおそれ

急性毒性経皮：分類できない

急性毒性蒸気吸入：分類対象外

【その他GHS分類 急性水生毒性：区分2 水生生物に毒性

【予防策】（製造者・供給者または規制所管官庁が指定する）

保護眼鏡・顔面保護具を着用する。保護手袋を着用する。

粉塵・ヒューウム・ガス・ミスト・蒸気・スプレーを吸入してはならない。取り扱い後は手をよく洗う。

この製品を使用するときは飲食または喫煙をしてはならない。

（適切な処置を講じたとき以外は）環境への放出を避ける。

【対応】 暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断・手当てを受ける。

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗う。取り扱った後、手を洗う。

皮膚刺激が生じた場合、眼の刺激が続く場合は、医師の診断・手当てを受ける。

【特別処置】（このラベルの補足の応急処置指示参照）漏出物を回収する。

【保管】 施錠して保管する。

【廃棄】 内容物・容器を（国際・国・都道府県・市町村の規則に従って）廃棄する。

【物理的及び化学的危険性】



火災・爆発 下水溝に流れ込むと火災・爆発の危険性がある。蒸気は空気と爆発性混合気を形成する。

屋内、屋外または下水溝で蒸気爆発を起こす危険性がある。加熱すると容器が爆発を起こす危険がある。

きわめて燃えやすい。熱・火花・火炎により容易に発火する。蒸気が発火源まで達し、フラッシュオーバーするおそれがある。

※酸化重合タイプの塗料や二液反応型塗料が染み込んだ布やウエスは自然発火のおそれがあります。

使用したウエスなどは、水の入った容器に入れておき、適切に処理して下さい。

危険有害性の分類

分類の名称： 爆発性物質・引火性液体・急性毒性物質 その他の有害性物質：区分3

危険有害性コメント(日本方式)

*非常に燃えやすい液体である *有機溶剤中毒を起こすおそれがある

*危険物 第4類 第2石油類 *危険等級 III

3 組成 成分情報 成分および含有量 (危険物および有害物質を対象)

成分	CASNo.	含有量 (%)	PRTR 情報 (日本方式)	
フタル酸樹脂	—	30～35		
石油樹脂	53640-62-3	15～20		
キシレン	1330-20-7	28.8	1種指定	80
エチルベンゼン	100-41-4	19.2	1種指定	53
添加剤	—	1～5		

4 応急処置

一般的な措置 *気分が悪いときは医師に連絡する。

公共の安全 *まず送り状記載の応急処置照会先に電話する。送り状がない場合や応答がない場合、関連機関のデータベース等に照会する。

応急手当 *被災者を新鮮な空気のある場所に移す。被災者を温め、安静にする。救急車を呼ぶ。
*呼吸が停止しているときは、人工呼吸をおこなう。呼吸困難のときは、酸素吸入をおこなう。
*汚染された衣服や、靴をぬがせ隔離する。漏洩物に触れたときは、直ちに流水で皮膚あるいは、目を約20分間洗浄する。医師に暴露物質名、保護の為の注意を通知する。

目に入った場合 *直ちに大量の清浄な水で洗う。まぶたの裏まで洗う。 *医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合 *布で素早く拭き取る。 *水と石鹼で十分洗い落とす。 *外観に変化があったり、痛みがある時は、医師の診断を受けること。

吸入した場合 *蒸気・ガス等を大量に吸い込んだ場合は、直ちに新鮮な通風の良い場所に移し温かく安静にして医師の手当てを受けること。

飲み込んだ場合 *誤って飲み込んだ場合はできるだけ嘔吐をさせ、医師の診断を受けること。

5 火災時の措置

- *使用可能消火器 水 (×) 炭酸ガス (○) 泡 (○) 乾燥砂 (○)
- *消火方法 水を消火に用いてはならない。
- *その他 可燃性の物を周囲から速やかに取り除く。

6 漏出時の措置

- *付近の着火源、高温体、可燃物を速やかに除去する。
- *着火した場合に備え、粉末・炭酸ガス・または泡消火器を準備する。
- *作業の際には、保護マスク・手袋・ゴーグル等適切な保護具を用意する。
- *乾燥砂土など不燃性のものに吸着させ回収。大量の漏出の場合は盛り土で流出を防止する。
- *河川へ流され、環境への悪影響のないよう注意する。
- *付着物、廃棄物などは関係法規にもとづいて処置すること。
- *回収物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。

7 取り扱い及び保管上の注意

【取り扱い上の注意】

- *換気の良い場所で取り扱う。
- *容器はその都度、密栓する。
- *周辺での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- *使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は自然発火の危険性があり、廃棄するまで水に漬けておく。
- *皮膚、粘膜または衣服に付いたり目に入らぬ様に適切な保護具を着用する。
- *取り扱い後は手・顔等をよく洗い、手袋等の保護具を休憩所に持ち込まないこと。

【取り扱い上の注意】

- *日光の直射を避ける。
- *通気の良い所に保管する。
- *火気、熱源から遠ざけて保管する。

8 暴露防止及び人に対する保護措置

【設備対策】

- *取り扱い設備は防爆型を使用する。
- *廃棄設備をつけて、蒸気が滞留しないようにする。
- *液体の輸送、攪拌等の設備についてはアースを必ず取る。
- *取り扱い場所の近くには、高温・発火源となるものが置かれないような配慮をする。
- *屋内塗装作業の場合、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などによって蒸気などの暴露を防ぐ設備とすること
- *タンク内部の密閉場所で塗装する場合、底部まで十分な換気のできる装置を取り付けること。

【保護具】

- *目の保護：保護メガネ
- *皮膚障害：溶剤が浸透しないような材質の手袋
- *吸入障害：有機ガス用防毒マスク
密閉された場所では送気マスク
- *その他：静電塗装をする場合は通電靴

9 製品の物理、化学的性質

状態	液体 臭気=有機溶剤臭
沸点=150℃	比重=0.95 ± 0.05 PH=7 蒸気圧=1500Pa
その他	

10 危険性情報

製品特徴	引火点=25℃ 発火点=400℃ 爆発限界=(下限)1.5%(上限)7%
反応性	接触により危険のある物質=酸化剤 燃焼による有毒ガス=NOX, CO

11 有害性情報

組成物質有害性および暴露許容濃度				
物質名	管理濃度	ACGIH, TLV	IARC	その他有害性
キシレン	50ppm	100ppm		劇物
エチルベンゼン	20ppm	20ppm		

12 環境影響情報

*有機溶剤等が含まれている場合があるので、漏洩時および廃棄時の注意を守ること。

13 廃棄上の注意

- *廃塗料、容器等の廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- *容器、機器装置等を洗浄した排水や廃溶剤は、地面や排水溝に流さないこと。
- *排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法規に従って、処理を行うか委託をすること。
- *廃棄物を熱処理する場合には、有毒ガスを発生するため、洗浄装置のない焼却炉を使用しないこと。

14 輸送上の注意 取り扱いおよび保管上の注意の一般的注意に従う。

- *陸上輸送=消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、法令に従って輸送すること。
- *船舶輸送=船舶安全法の定めに従うこと。
- *航空輸送=航空安全法の定めに従うこと。

15 主な摘要法令

- *労働安全衛生法=危険物(引火性のもの)特化則(管理第2物質、特別管理物質)有機則(第2種有機溶剤)
- *消防法=第4類 第2石油類(非水溶性)
- *船舶安全法=中引火点引火性液体
- *国連番号 1263
- *ホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆ NO4007

16 その他

主な引用文献

1. 日本塗料工業会編集 「原材料データベース」
2. 溶剤ポケットブック
3. 危険物防災救急要覧
4. 国際化学物質安全性カード (I S C S)

危険、安全性の評価は必ずしも十分ではないので、取り扱いには十分注意して下さい。